私立高等学校等に学ぶ生徒への 修学支援制度の充実について

【担当省庁】文部科学省

高等学校等就学支援金制度については、令和2年度から私立高等学校授業料の実質無償化が開始されたところであるが、年収590万円未満世帯に対する支給上限額を地域又は各都道府県の平均授業料額とするなど、地域事情に応じた制度へ改正いただくとともに、公私間格差なく保護者の教育費負担を軽減するため、年収910万円未満の世帯に対しても、実質無償化となる金額まで助成額を拡充していただきたい。

【現状・課題等】

- ■高等学校等就学支援金は、全国の平均授業料額を支給額基準として一律で実施されているが、令和3年度の京都府内の私立高等学校に係る平均授業料は55.2万円。国の高等学校等就学支援金を活用して授業料を軽減しても年間約15.6万円から43.3万円の負担が発生するため、京都府においては国の就学支援金に上乗せする「京都府私立高等学校あんしん修学支援事業」により、府内在住の年収590万円未満世帯は年間最大65万円(生活保護世帯は98万円)まで、年収590~910万円未満の世帯については年間最大19.9万円まで、保護者の教育費負担の軽減を実施
- ■居住地域外へ通学する生徒への支援は、自治体間の相互支援を原則としているが、 自治体間の平均授業料の格差や、相互支援の対象生徒数の差異等により、相互支援 の実現が困難(京都府においては現在、兵庫県のみ)
- ■学校間・地域間で授業料の差が著しく、保護者が負担する授業料の差を解消してい くには国において支援が必要

京都府の担当課

文化スポーツ部 文教課(075-414-4516、4517)

【国の事業等】

■高等学校等就学支援金交付金〔文部科学省〕 4,142 億円

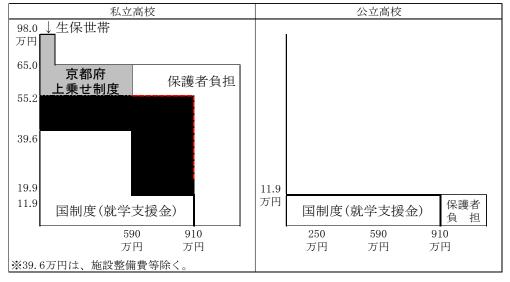
高等学校等の授業料に充てるための就学支援金を支給

■高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的に、国公私立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯(年収約910万円未満の世帯)の生徒に対して、就学支援金を支給

【京都府の取組】

■京都府私立高等学校あんしん修学支援事業(平成 22 年度~)



年収590万円未満まで地域事情に応じた実質無償化を国に求める部分 年収910万円未満まで実質無償化を国に求める部分 京都府が独自に無償化している部分

■府外通学生相互支援事業(平成24年度~)

兵庫県の私立高校(通信制除く)に通う生徒に対する学費軽減

■京都府の上乗せ制度(あんしん修学支援事業)に要する財政負担規模(実績)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
4,124 百万円	3,980 百万円	3,740 百万円	3,074 百万円

■当該事業による効果

経済的理由による中退者率 4.0%(平成20年度)→1.7%(令和2年度) ▲2.3